

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第1節 地域活動											
施策 No.31 コミュニティ活動の推進										基本計画 掲載頁	108～109
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	3	C	0	
成果	各町内会の活動や掲示板等の整備に対し補助金を交付し、地域コミュニティへの支援を行った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、町内会活動等への助成を行うとともに、町内会加入に向けた啓発を行う。 また、集会所予約のデジタル化等、町内会の負担軽減や市民の利便性を向上させる方策を検討・推進し、コミュニティ活動の活性化を図る。						
課題	転入者に対する加入呼び掛けや町内会業務の負担軽減を図っているが、地域コミュニティの核となる町内会への加入率は低下しており、地域コミュニティの希薄化が課題である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 地域コミュニティへの支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行う多様な主体による自主的な活動に対し、アナログ及びデジタルの両面から支援することで、自治意識の高揚を図ります。	B	・町内会のデジタル化について、令和 7 年度に電子回覧板等の機能をもった「自治会アプリ」（有料）を 1 町内会が試験的に導入した。また、他の町内会でも回覧板を電子化して共有する等のデジタル化が進んだ。	地域活動推進課
2 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。	C	・転入者へ啓発チラシ、ポケットティッシュ等を配布し、加入を呼び掛けた。 ・福祉フェスティバルで啓発チラシ等を配布したが、加入率の維持や向上には至らなかった。 ・町内会連合会と協力し、新たな加入促進策を検討する。	地域活動推進課
(2) コミュニティの拠点整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 地域コミュニティの活動拠点となる市立集会所については、利用実態や維持管理に係る費用も勘案し、施設の在り方を含めた整備の方向性について検討します。	B	・町内会等に委託している集会所管理業務の負担軽減や利用者の利便性の向上に向けて、公共施設予約システムを導入した。また、従来の物理鍵の直接の受渡しを見直し、利用者が予約期間のみ有効な暗証番号を用いて、キーボックスに保管された施設の鍵を取り出せるシステム（スマートロックシステム）を集会所38施設に導入した。	地域活動推進課
4 町内会等が実施する地域会館等の整備に対し、助成を行います。	B	・申請のあった掲示板等整備 5 件についてコミュニティ施設整備事業補助金を交付し、地域コミュニティの推進に寄与した。	地域活動推進課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
町内会加入率	56. 7%	53. 2%	50. 8%	49. 0%			60. 0%	C	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

第1節 地域活動

施策 No.32 ボランティア・市民活動の推進

基本計画掲載頁										108～109		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0	
成果	市ホームページや「にぎわの地域活動だより」の発行により、ボランティアや市民活動に関する情報発信を行った。 市民公益活動補償制度登録団体数は計画策定時より増加しているが、前年度より減少した。 近隣4市共同でボランティア団体の交流会を開催した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、ボランティア・地域活動に関する情報の提供や安心して活動するための補償制度の運用等を通じて、ボランティア・市民活動の活性化に向けて支援する。また、市ホームページや広報、チラシ等にて周知する。							
課題	ボランティアや市民活動に関する情報のより効果的な発信方法等についての検討が必要である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	ボランティア・市民活動の支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	ボランティア・市民活動に関する情報を発信するとともに、より効果的な収集と発信の方法を検討します。	B	・市内活動団体の活動レポートや市民公益活動補償制度登録団体の会員募集情報を掲載した「にぎわの地域活動だより」を250部作成し、市内公共施設や3大学等に配布した。	地域活動推進課
2	活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を継続するとともに、登録者に対し制度内容の周知を図ります。	B	・補償制度の運用を継続するとともに、市ホームページに制度内容を掲載し、広く周知した。 ・登録団体に対しては、登録更新の際にパンフレットを送付した。 ・公益活動団体数（市民公益活動補償制度登録団体数）が減少したため、市民周知方法を再検討する必要がある。	地域活動推進課
3	市民や団体がボランティア・市民活動を新たに行いやすい環境づくりや地域コミュニティと連携した活動等に対する支援について検討します。	B	・近隣市（朝霞市、志木市、和光市）と共同で、朝霞地区4市の市民活動団体及び個人を対象に、地域相互交流と横の連携強化、団体同士のマッチング等を目的に市民活動団体交流会を開催した。	地域活動推進課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
公益活動団体数（市民公益活動補償制度登録団体数）	168団体	200団体	200団体	180団体			205団体	C	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第1節 地域活動				1		19		0			
施策 No.33 国際化の推進									基本計画掲載頁	108～109	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0
成果	やさしい日本語、英語、中国語及びベトナム語により、外国人市民向けに生活情報を提供する「新座市くらしのガイド」を作成した。 また、新座市国際交流協会主催の国際交流デーの開催に向けた支援等を行い、国際交流の充実につなげた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、相互理解が進むよう国際交流を推進するとともに、国際交流団体等に対する財政的、事務的及び広報支援の充実を図る。 また、今後も定期的に「新座市くらしのガイド」を改訂するなど、外国人市民が適切に行政サービスを受けられるように体制づくりや情報提供を推進する。						
課題	令和8年1月1日現在の外国人市民の人口は5,566人と年々増加しており、引き続き、適正に行政サービスが受けられるように対応を図る必要がある。 また、市民が主体となって幅広い国際交流活動を推進する新座市国際交流協会の会員の高齢化及び会員の減少が進んでおり、様々な角度で支援していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 国際交流の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 3か国の友好（姉妹）都市との間において、教育機関と連携し、オンライン等を活用した市民レベルの相互交流の拡充を図ります。	B	・令和7年度は市民レベルでの交流等は行われなかったが、友好（姉妹）都市各市とクリスマスカード等で交流を図った。	地域活動推進課
2 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、出前講座や市民活動団体への支援などを通じて、国際交流機会の拡充を図ります。	B	・外国人市民向けに日本語教室を運営する市民活動団体に対し、活動場所の確保などの支援を行った。	地域活動推進課
(2) 多文化共生のまちづくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 国籍を問わず、外国人市民が適正に行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を適時入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実を図ります。	B	・外国人市民向けに必要な生活情報を提供するため、令和6年度に作成した「新座市くらしのガイド」（やさしい日本語、英語、中国語及びベトナム語・データ版）を、市ホームページに掲載した。 ・埼玉県や出入国在留管理庁が提供する、電話での多言語翻訳サービスを活用し、外国人市民の相談体制の充実を図った。	地域活動推進課
4 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化に触れ合う場を設けるとともに、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会の充実を図ります。	B	・新座市国際交流協会主催の異文化交流に係る事業等について、会場確保や市広報による周知等で支援を行った。	地域活動推進課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
市内共催日本語教室数	2	2	2	2			3	B	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.34 中小企業の経営基盤の強化										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	A：想定以上に 進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	2	B	2	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	2	C	0
成果	「何度でも」「無料で」「結果が出るまで」「伴走型で」をコンセプトとして、無料の経営相談所「にぎざビジネスサポート事業」を実施し、専門家による経営コンサルティングを通じて、事業者の最大の経営課題である売上改善等のサポートを行うことができた。また、市内事業者の商品・サービスの魅力を広く発信するため、市制施行55周年記念事業の一環としてマルシェを開催し、多くの方に来場を通じて市内事業者の魅力を直接知っていただく機会となった。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	経営コンサルティング業務は引き続き実施していくが、今後、市内事業者同士で交流が持てるイベントの再実施など、にぎざビジネスサポート事業として、より効果的な事業者支援を進めていく。 また、経営相談を通じて、市内事業者へのIT・DX活用などに係る事業提案や補助金の利用促進を行う。						
課題	にぎざビジネスサポートは、事業者や起業を考えている方からのニーズが高いことから、より効果的な事業者支援を検討していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	中小企業の育成・支援体制の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	景況や経営ニーズに即した融資や支援制度、経営相談の充実などを関係機関と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。	A	・金融機関と連携を図り市制度融資の利用促進に努めたほか「にぎBizビジネスサポート」での中小企業診断士による経営相談事業を推進し、市内事業者の経営支援を図った。	産業振興課
2	起業・創業を目指す人を対象とした、相談体制の充実や創業資金の支援に努めます。	A	・「にぎBizビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による起業家への創業計画に係る事業提案などや新座市新規創業融資利子補給金の利用促進に努め、相談体制の拡充や創業資金の支援を図った。また、市内事業者の商品・サービスの魅力を広く発信するため、市制施行55周年記念事業の一環としてマルシェを開催し、創業間もない事業者からも多くの参画があった。当日は、多くの方に来場いただき、市内事業者の魅力を直接知っていただく機会となった。	産業振興課
3	中小企業の経営者の高齢化、後継者不足に対する課題を解決するため、関係機関と連携を図り、事業承継に関する相談や支援の充実を図ります。	B	・事業承継支援を図ることを目的に協定を締結した関係機関との適宜意見交換や情報共有に努めたほか、市内事業者への新座市事業承継・M&A支援事業補助金の事業周知をチラシ配布やホームページ掲載で行った。	産業振興課
4	デジタル社会の進展に伴う、新たなビジネスモデルへの対応が図れるよう、中小企業のデジタル化を支援します。	B	・「にぎBizビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による市内事業者へのIT・DX活用などに係る事業提案のほか、IT・DX活用に資する市独自の補助金の利用促進に努め、市内事業者支援を図った。 【支援実績】IT・DX導入費補助金 1,957千円/2,000千円（予算額）	産業振興課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
経営相談及び起業・創業者からの相談件数	—	537件	923件	1,300件			600件	A	産業振興課

※目標値及び各年度の数値は制度開始時（令和4年度）からの累計

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.35 商工業の充実										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	4	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	3	C	0	
成果	商工会に対する各種補助を実施するとともに、商店会に催しや設備整備に係る経費を補助するなどして、商工会・商店会活動を後押しした。 また、国の臨時交付金を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業により、地域経済の活性化を図った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、商工会や商店会への補助を通じて、商工業の充実を図る。 また、空き店舗の活用や産業誘致について、埼玉県等の関係機関と連携しながら検討を進める。						
課題	昨今のエネルギー価格の高騰や物価高騰は、地域の事業者に影響を及ぼしているため、補助金等を活用し、事業者への支援を行っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 商工業振興の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う各種事業を支援します。	B	・各商店会が所有する設備の維持費やイベント経費に対し補助金を交付することにより、商店街の活性化を促した。	産業振興課
2	所有者及び関係機関と連携しながら、空き店舗の有効活用の方策について検討します。	B	・栄四丁目商店会運営の街仲マルシェたりばや西武中央商店会運営のあたごひろばにてイベントを実施した際の経費や維持費に対し補助金を交付することで、空き店舗活用への支援を図った。	産業振興課
3	販路開拓や生産性向上に資する経営相談や各種支援の充実を図ります。	B	・「にいざビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による市内事業者への販路拡大、生産性向上などに係る事業提案のほか、販路開拓等に資する市独自の補助金の利用促進に努め、市内事業者支援を図った。	産業振興課
4	市内の特色ある商工業者の魅力を市内外に発信するため、商工会等の関係機関と連携を図り、イベント等を通じてPRを図ります。	B	・商工会が開催する市内商工業のPRを行うイベントや商工会の事業に対し補助金を交付するとともに、商工祭などの一部事業の実施に協力した。	産業振興課
5	土地区画整理事業等に合わせて、産業利用に適した用地の創出や、多様な産業の誘致について検討します。	C	・適宜埼玉県及び庁内関係課と情報共有したが、現在誘致可能な用地の創出が難しいため、具体的な検討には至っていない。引き続き埼玉県等関係機関と情報共有し、検討する。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

第2節 地域経済振興

施策 No.36 都市農業の振興										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	0
成果	レジャー農園は市民に土と親しみやすい機会を提供することに役立っており、趣味としての農作業や作物の栽培から収穫までを経験できる食育といった利用者のニーズに対応することができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	レジャー農園については、利用者増加に向けた周知方法を検討しながら、既存利用者からの要望等にも応えられるよう農園の維持管理に取り組んでいく。 引き続き、都市農業推進対策事業費補助金等により農業者及び農業団体に補助を行う。						
課題	農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が少ないため、担い手の確保が必要である。 分散化した農地や遊休農地が増えているため、効率的な農業の推進や優良な農地を確保していく上で、利用集積を検討する必要がある。 市街化調整区域内の遊休農地については、市内農家の受け手が見つからないため、新規参入者の農地利用に期待するとともに農地中間管理機構との連携を検討する必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1）都市近郊型農業の振興	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 新たな農業技術について引き続き調査研究しながら、農業経営基盤の強化のための支援や、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。	B	・都市農業推進対策事業費補助金により、農業機械の導入を支援した。また、利子補給を行うことによって新たな農業技術の導入などに貢献した。	産業振興課
2 引き続き農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。	B	・ファーマーズマーケットや収穫祭の開催や補助金の交付により、担い手の団体活動を促進した。 ファーマーズマーケットについて 開催場所…新座市役所本庁舎1階ロビー 開催期間…5月～1月の原則第2、第4水曜日（全17回） 協力団体…新座農産物直売センター出荷協議会、新座市温室園芸組合、新座観光ぶどう組合、新座4Hクラブ	産業振興課
（2）農地の保全	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 農業の基盤である農地の保全手法について調査研究し、農地を計画的に保全します。また、生産者の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、新たな手法に関係者と連携して検討し、導入に努めます。	B	・都市農業推進対策事業費補助金により、農地の保全に資する資材等を支援した。 農地の保全に資する資材等として、除草を効率的に行うことが出来る草刈り機（ハンマーナイフモア）の購入を支援することで、遊休農地化することを防ぎ農地の保全に貢献した。	産業振興課
（3）身近な農業の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4 市民が農業に親しむ機会を創出するため、世代を問わずレジャー農園及び農業体験農園などについて周知を図ります。	B	・レジャー農園や農業体験農園について、広報誌やホームページでの利用者募集記事の掲載によって周知を促進した結果、利用率の上昇に繋がった。 レジャー農園について 市が開設・管理する農園…市内1か所。 地権者が開設し新座市農業振興協議会が管理する農園…市内9か所。 体験農園について…地権者が自ら開設し指導を行いながら農業体験が出来る農園。市内3か所。	産業振興課
5 地産地消を推進していくため、新たな手法を調査研究しつつ農産物直売施設の充実を図ります。	B	・市役所内での定期的なファーマーズマーケットの開催（全17回）や、農産物直売所マップの配布によって地産地消の促進に貢献した。農産物直売所マップについては、市内公共施設での恒常的な配架のほか、市内小学校3年生（約1,400人）へ地産地消の学習教材として配布を行った。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
遊休農地面積	23,454㎡	15,145㎡	11,219㎡	11,276㎡			10,000㎡	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】												
第2節 地域経済振興												
施策 No.37 就労支援体制の充実										基本計画 掲載頁	110～112	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0	
成果	キャリアカウンセラーによる就業相談や県等との共催による就労支援セミナーを実施するなど、就労支援体制の充実を図った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、就労相談やセミナーを開催し、就労支援を行うとともに、朝霞地区雇用対策協議会の活動経費を補助することで、就職促進や雇用対策の充実を図る。社会福祉協議会が行う就労支援事業は生活困窮者自立支援法に基づいており、生活困窮者を対象としているという点で差別化されているものの、当課の就労支援事業は基本的に就業を目指しているすべての人を対象としており、社会福祉協議会利用者も対象となるため、今後は生活支援課や社会福祉協議会へ当課が行うセミナーの周知を依頼するなど、適宜連携を図っていく。							
課題	就業に関する悩み（履歴書の書き方や転職をするべきかどうかなど）に適切に対応し、就業につなげていく。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 就労支援体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し、求人情報の効果的な収集と提供を行います。また、在宅での就労ニーズを踏まえ、市民・事業者に対し I C T などを活用した多様な働き方の周知に努めます。	B	・ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供に取り組んだ。 ・埼玉県等と連携し、在宅ワーカー育成セミナーを行った。 ・在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行い、市民・事業者に対し多様な働き方の周知を行った。	産業振興課
2	関係機関と連携し、あらゆる層の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。	B	・埼玉県、ハローワーク朝霞、雇用対策協議会、朝霞市、志木市、和光市、女性キャリアセンター等と連携して就職支援セミナーを開催し、就労希望者への情報提供を行った。また、埼玉県と志木市との共催で開催した未就労者を抱える親・家族を対象としたセミナーなど、当課が携わったセミナーについて、社会福祉協議会にチラシの配架を依頼した。	産業振興課
3	男女や年代を問わず、就業や悩みごと相談を継続的に実施します。	B	・毎月第 3 木曜日にキャリアカウンセラーによる就業相談事業を行い、就業に関する悩みについて相談する機会を提供した。（令和 7 年度相談件数：2 2 件）	産業振興課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
就職セミナー等の実施回数	1回	6回	7回	8回			10回	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.38 豊かで安心できる消費生活										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	増加する特殊詐欺への対策講座や若年者向けの消費啓発チラシの配布など、消費者への啓発を行った。 また、消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに掲載し、情報発信し、消費トラブルの防止に寄与した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、幅広い世代に向けて消費者トラブルに関する情報提供を行い、消費者意識の向上を図る。 また、消費生活相談員のスキルアップに努めるなど、相談支援体制の充実を図っていく。						
課題	消費者意識の向上を図るため、幅広い世代へ多様な手法による周知・啓発を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 消費者意識の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	幅広い世代に向けた消費生活に関わる情報発信を行い、消費者意識の向上を促します。特に、成年年齢の引下げの状況を踏まえ、若年層への消費者教育や情報発信の強化に努めます。	B	・消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに掲載し、情報発信を行った。 ・若年者向けの消費者啓発チラシを作成し、市内中学校に配布した。 ・消費者啓発の記事を印刷したポケットティッシュを購入し、配布した。 ・特殊詐欺や悪質商法被害を防止するための啓発記事を印刷した回覧版を作成し、市内町内会に配布した。	産業振興課
(2) 相談支援体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	消費生活に関する最新情報の収集に努め、迅速に市民に発信します。	B	・消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに随時掲載し、市民へ発信した。	産業振興課
3	市民に対して、的確な相談窓口への案内を行います。また、相談員のスキルアップも含めて体制を強化し、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。	B	・消費生活相談員の定期的な研修参加により相談員のスキルアップを強化し、消費生活トラブルへの的確な対応を行うとともに、相談内容により専門の相談窓口を案内した。	産業振興課
4	消費生活センターの運営を通じて、消費者被害の対策に取り組みます。また、消費生活講座の開催や啓発事業により、消費生活に関する基礎的な知識を消費者に広めることで、誰もが安全かつ安心して消費生活を送れるような環境づくりに努めます。	B	・消費生活センターへの相談に対し、的確な助言やあっせんを行うことで、消費者被害の防止や被害の回復に取組んだ。 ・消費生活センターへの相談内容が複雑化し、相談員が事業者と相談者の間に入り交渉するケースも増えたため、相談員の助言により相談者自身が事業者と交渉し問題解決を図ったケースの割合（自主交渉率）が昨年度に比べ減少した。 ・特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の手口や対策について習得するための講座を開催した。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
消費生活センターにおける自主交渉率	76.0%	80.60%	80.36%	77.29%			80.0%	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第3節 環境保全											
施策 No.39 脱炭素社会の推進										基本計画 掲載頁	114～115
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	公共施設への再エネ・省エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明機器)の導入、市民及び事業者への補助を実施した。また、環境問題に係る啓発活動等を実施し、環境負荷の低減と市民意識の高揚に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	まずは既定の事業を適切に執行していくとともに、引き続き新たな施策について検討し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、2030年度までの温室効果ガス46％削減、2050年度までの実質ゼロという大きな目標の達成に向け、市・市民・事業者が一体となって取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	環境負荷の低減と市民意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市民及び事業者と一体となって、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。	B	・令和5年度に環境省に採択された市の事業計画を基に、市民及び事業者への補助制度を実施し、市域における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めた。	環境課
2	市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。	B	・市民に対する出前講座、市内商業施設（OSCデオンティ新座）のスペースを借りて行った環境教育イベント、各公民館の講座等を通じ、環境問題に係る啓発活動を行った。	環境課
3	公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。	B	・公共施設への再エネ・省エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明）の導入について、計画どおり実施した。 ・公用車について、新たに電動車を5台導入した。今後も、毎年度の公用車の入替え時に、その時々で可能な限り電動車種を選択するよう対応していく。	環境課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
環境に関する講座・セミナーの開催回数	17回	27回	25回	35回			30回	A	環境課
温室効果ガスの排出量（市域・事務事業）	市域(R1) 618.4千t 事務事業(R2) 10,348t	市域(R3) 613千t 事務事業(R4) 10,276t	市域(R4) 601.4千t 事務事業(R5) 8,158t	市域(R5) 613千t 事務事業(R6) 8,745t			市域442.9千t 事務事業7,165.8t	C	環境課
設置可能な市保有建築物の太陽光発電導入率	28.80%	32.37%	35.97%	39.57%			43.60%	B	環境課
公用車における電動車の導入率	5.2%	7.4%	14.29%	20.6%			64.9%	C	環境課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

第3節 環境保全

施策 No.40 循環型社会の推進

基本計画掲載頁

114～115

総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数		A	1	B	5	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	8	C	0
成果	市ホームページによる資源ごみの適正な排出の啓発、集団資源回収の実施や民間企業等との協働のフードドライブの実施により、ごみ減量化と資源循環の促進に取り組んだ。 また、志木地区衛生組合や構成市との連携を図り、ごみ処理体制の充実に取り組んだ。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染拡大防止以降、市民一人一人のごみに対する意識の変化により減少したと推測される。 第15回新座市民意識調査では、現状のごみ収集方法に85%の方が満足している結果であったが、作業員や収集車両不足への対応が必要となる。作業員の人件費、車両維持管理費、燃料費等を現状に即したものに適切に改めるとともに、今後も志木地区衛生組合や構成市と連携することで安定的な収集運搬体制・処理体制を確立する。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、ふれあい収集の要件拡大や、集団資源回収事業の将来的な見直しについて検討を進めていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) ごみ減量化対策と資源循環の促進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	ごみの発生抑制や再使用、再資源化を促進するため、啓発を行うとともに、家庭内の余剰食品の活用を図ります。	A	・通年でのファミマフードドライブ、十文字学園女子大学の文化祭でのフードドライブで集まった食品を子供食堂等を開催する市内のNPO法人に引き渡し、家庭内の余剰食品の活用を図った。令和7年度においては市からの働き掛けによってファミマフードドライブ実施店舗を増やしてもらうことができた。 ・市内の保育園(17園)で、幼児向けごみ講座を行い、主に4・5歳児(年長児)を対象にごみの発生抑制、再資源化に対しての啓発を図った。	環境課
2	事業者に対し、ごみの適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出など、ごみの再資源化・減量化について、啓発を行います。	B	・事業者に対し、市ホームページにより資源ごみの適正な排出を促した。	環境課
3	町内会を始めとする市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援するとともに、資源ごみの不正な持ち去りへの対策を進めます。	B	・集団資源回収事業を通して、町内会や登録団体（137団体）の資源回収を実施した。 回収量：4,694t 奨励金交付額：13,505,196円	環境課
4	技術開発や社会情勢の変化などに応じ、新たな再資源化の方法を検討します。	B	・新たな再資源化の方法を模索するため、志木地区衛生組合や構成市と連携を図り、検討を進めた。	環境課
(2) ごみ処理体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	確実に効率的なごみの収集・運搬体制を確保するとともに、災害時の対応やごみ出しが困難な世帯への支援策を推進します。	B	・日常生活によって発生する家庭ごみを自らごみ集積所に運ぶことが困難な世帯を対象に、自宅まで家庭ごみの収集に行くふれあい収集を令和5年4月から試験的に開始した。ケアマネジャーを通して申請を受けることで、要件判断に支障は起きていない。要件拡大については、福祉部局と調整の上、検討していく必要がある。 ・集団資源回収については、一部事業者の高齢化等の影響もあり、将来的な事業の見直しについて検討が必要と考える。	環境課
6	安定的な収集運搬・処理体制の確立のため、志木地区衛生組合及び組合構成市と連携を図りながら、家庭ごみの有料化について検討を進めます。	C	・第15回新座市民意識調査では、現状のごみ収集方法に85%の方が満足している結果であった。 ・志木地区衛生組合及び構成市との検討の結果、有料化については見送りとなったが、本市の廃棄物の安定的な収集運搬を継続するため、独自での検討は必要である。	環境課
7	環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合と連携して、ごみの分別収集体制などについて検討を進めます。	B	・環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合や構成市と連携を図り、検討を進めた。	環境課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
ごみの総排出量	46,638 t	44,431t	43,531t	42,484t			43,629 t	A	環境課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】												
第4節 生活環境												
施策 No.41 安全で快適な環境の創出										基本計画 掲載頁	116～117	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅰ：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	1	B	10	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	1	
成果	騒音、振動、悪臭を防止するため、パトロールを実施するとともに、県と連携して事業者に対して、規制、指導を実施した。また、野火止用水や市内湧水の水質測定を実施することで、市内環境の把握に取り組んだ。 また、不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害、路上喫煙、野生鳥獣への餌やりや浄化槽の適正な維持管理等について、市ホームページや広報にいざによる啓発や看板の配布を実施した。また、雑草除去やカラスの巣落としを実施し、快適な生活環境の実現に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 環境美化活動への参加について、広報や市ホームページでの周知を図る。							
課題	施策展開は現状のまま継続するが、K P I「環境美化活動の参加団体数の増加に取り組んでいくこと」については、目標値が達成できるよう周知等を行っていく。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） 公害対策の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 大気・土壌・地下水の汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。	B	・野火止用水について、業者に委託を行い年2回（令和7年8月26日及び令和8年1月26日）水質測定を実施した。 ・市内湧水について、業者に委託を行い年1回（令和7年9月9日）水質測定を実施した。 ・県と連携し、河川等の汚染元の事業者に対して指導を実施した。	環境課
2 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施するとともに、県と連携して地盤沈下や化学物質による汚染状況を監視し、状況に応じて必要な対策を講じます。	B	・周辺の生活環境を損なう事業者に対して、現場確認の上、必要に応じた指導等を行った。 ・市民から苦情の多い場所や氾濫・崩壊の危険性がある場所を選定し、月2回のパトロールを実施した。このほか、河川の水質汚濁や地盤沈下等についても、県と連携し、被害拡大の防止や汚染元の事業者に対して指導を実施した。	環境課
（2） 快適な生活環境の実現	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止を図るとともに、駅周辺の路上喫煙禁止地区において、巡回パトロールの実施及び路上喫煙禁止地区の周知を図ります。	B	・不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害、路上喫煙に関しては、市ホームページや広報にいざによる啓発及び希望者には看板の配布を実施した。路上喫煙について、シルバー人材センターに委託し、平日の6時30分から8時30分までの通勤時間帯に巡回パトロールを実施した。	環境課
4 無秩序な土砂等のたい積の防止や空き地の適正な管理などを推進します。また、土地管理者に協力を要請しながら不法投棄の防止にも努めます。	B	・空地の適正化管理として、雑草が繁茂している場所については、土地所有者に協力を要請（35件通知を発送）した。その中で、雑草除去の希望が11件あったため、有料にて市が除去した。	環境課
5 生活環境保全のため、野生鳥獣の適正な管理を行います。また、生態系保全のため、特定外来生物の駆除を行います。	B	・野生鳥獣への餌やりにより生態系が崩れないよう市ホームページや広報にいざによる啓発や必要に応じて指導等を行った。また、特定外来生物の駆除及び人に危害を加えたカラスの巣落としを行った。	環境課
6 畜犬登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、狂犬病予防対策の充実に努めます。また、ペットの適正飼育や終生飼養について、飼い主の意識向上に努めます。	B	・畜犬登録について、令和4年9月1日から狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）に参加しており、マイクロチップを装着していれば、来庁手続を経ずに登録が可能となっている。 ・飼い主の意識向上について、市ホームページや広報にいざによる周知・啓発を行うとともに、窓口や集合狂犬病予防注射に来られた市民に対し、パンフレット等を配布した。 ・集合狂犬病予防注射を実施した。	環境課
7 浄化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を行います。	B	・市ホームページや広報にいざによる周知・啓発を行った。設置相談の際に適切な維持管理についてのチラシを配布するとともに、法定点検不適正の対象者に対して是正に関する文書を送付した。	環境課
8 し尿の処理については、朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施します。	B	・朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施している。	環境課
（3） 墓園・斎場等の整備・改修の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9 市営墓園については、斎場や園内施設の老朽化に伴い、計画的な改修や修繕を進めます。また、多様化するニーズに対応するため、合葬墓の設置に向けた取組を進めます。	A	・斎場及び園内施設について、計画的に修繕を実施した。 ・墓所の新規使用申請を受け入れ、墓所の後継ぎ問題や、多様化する墓所ニーズ等の課題に対応した。合葬式墓所については、園内改葬（一般墓所から合葬式墓所への改葬）を希望する全員の申請を受け入れることとし、一般公募と併せ451件の申請を受け入れた。一方、一般墓所については、合葬式墓所へ改葬を希望する使用権利者が多く、一定の空き区画が生じたことから、令和8年2月から年間を通して随時申請を受け付けることとし、56件の申請を受けた。	環境課
10 市内の墓地区域については、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、必要な指導及び助言を行います。	B	・墓地区域内の変更等、許可が必要な手続については、事前相談を徹底させ、地域住民の生活環境が損なわれないように条例の基準に則った指導及び助言を行った。	環境課
11 朝霞地区4市による共用火葬場の設置に向けた検討を進めます。	C	・朝霞地区4市共用火葬場設置検討のため、基本計画の策定作業を進めた。当初は令和7年度中の策定を予定していたが、周辺インフラ等の詳細な検討が必要との結論に至ったため、令和8年度中の策定とした。 ・定期的に4市市長や所管の部課長を集めた会議を行うことで、朝霞地区4市間で進捗の確認、課題の共有等を行うことができた。	政策課
（4） 防衛施設・基地周辺環境整備の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
12 航空機の飛行や訓練等による周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。	B	・全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会を通じて、交付金の増額や航空機等の飛行活動に関する安全確保などについて、要望活動を実施した。	政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
野火止用水におけるBOD濃度	1.5mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.1mg/ℓ			1.5mg/ℓ以下	A	環境課
環境美化活動の参加団体数	10団体	10団体	11団体	12団体			13団体	B	環境課